

# 台東区の色彩基準について解説します

一般的に色彩は、「赤」や「青」などの色名で表現されますが、色の解釈には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に伝えることができません。そのため、台東区景観条例ではJISにも採用されている「マンセル値」を用い、建築物及び工作物の外壁の色に関し、使える色の範囲を示す色彩基準表があります。

色彩基準表(抜粋)	基本色 (外壁各面の80%以上)			強調色 (外壁各面の20%以下)		屋根色 (勾配屋根)		
	色相	明度	彩度	色相	彩度	色相	明度	彩度
<b>区内全域</b> ただし、下記3つの区域は除く ・ 景観形成特別地区(旧岩崎邸庭園) ・ 景観基本軸(隅田川) ・ 景観基本軸(神田川)	0R~	4以上8.5未満の場合	4以下	0R~	4以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合計算をする  * 景観形成特別地区(旧岩崎邸庭園)、景観基本軸(隅田川)、景観基本軸(神田川)は上記と違う色彩基準表が適用されます。		
	4.9YR	8.5以上の場合	1.5以下	4.9YR	4以下			
	5.0YR~	4以上8.5未満の場合	6以下	5.0YR~	6以下			
	5.0Y	8.5以上の場合	2以下	5.0Y	6以下			
	その他	4以上8.5未満の場合	2以下	その他	2以下			
	N(無彩色)	N5以上N8.5以下						

**基本色:**外壁各面の80%以上は、基本色の基準に適合した色彩とします。

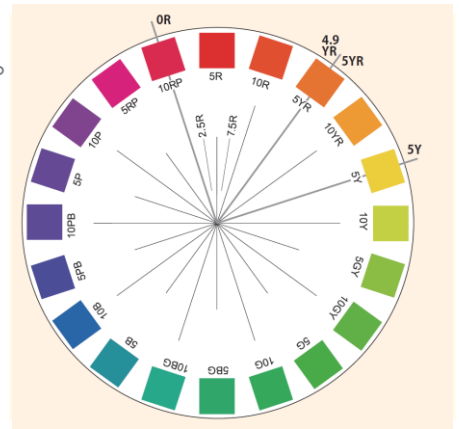
**強調色:**外壁に表情をつける場合などは、外壁各面の20%以下について、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。

**アクセント色:**外観にアクセントをつける場合は、外壁各面の5%以下に限って、色彩基準表外のアクセント色を用いることができます。強調色とアクセント色の総量は、外壁各面の20%以内とします。

**屋根色:**勾配屋根の色彩は、屋根色の基準に適合した色彩を用います(陸屋根の屋根面には適用されません)。

### 【マンセル値の見方】

マンセル値は、ひとつの色彩を「色相」、「明度」、「彩度」という3つの尺度の組み合わせによって表現しています。色彩基準表と照らし、2.5YR3/4とN4が基本色・強調色・アクセント色どの色に該当するか見てみましょう。



**2.5YR 3/4** \*読み方は「ニイテンゴ ワイアール サンのヨン」  
色相 明度 彩度

**色相** 表中の 0R ~ 4.9YR に該当

**明度** 4 以上 8.5 未満、8.5 以上どちらも該当しない⇒基本色ではない

**彩度** 4 以下に該当⇒強調色

**N 4** \*読み方は「エヌヨン」  
無彩色 明度

**色相** 表中の N(無彩色)に該当

**明度** N5 以上 N8.5 以下に該当しない⇒基本色ではない⇒

強調色(無彩色は基本色に入らない色は全て強調色になります)